

平成23年度入札・契約制度の改正について

1 建設工事請負契約書の改正

(1) 建設工事請負契約書の主な改正内容

- ・「甲」「乙」の略称表記を改め、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。
- ・一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和できる規定を新設する。
- ・工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化する。
- ・高知県暴力団排除条例の施行に伴い、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員等である場合等を追加する。
- ・談合等の不正行為をした者に対する賠償金の額を契約額の 20%に変更する。

(2) 土木設計等業務委託契約書の主な改正内容

- ・「甲」「乙」の略称表記を改め、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。
- ・履行期間延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化する。
- ・高知県暴力団排除条例の施行に伴い、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員等である場合等を追加する。
- ・談合等の不正行為をした者に対する賠償金の額を契約額の 20%に変更する。

2 電子入札に関する取扱いの改正等

(1) 電子入札の適用の拡大

①建設工事

- ・平成 23 年度上半期 : 請負対象金額 500 万円以上
- ・平成 23 年度下半期 : 全て

②委託業務

- ・平成 23 年度上半期 : 全て

(2) 電子入札の運用の変更

①電子入札システムの運用時間の延長

- ・月曜日から金曜日までの「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 8 時まで」に延長する。ただし、ヘルプデスク対応は午後 5 時までで変更なしとする。

②開札順序の明確化

- ・同一入札実施機関において、同一の開札時間を設定している案件については、原則として契約番号順に開札する取扱いを明記する。

③一般競争入札に関する取扱い等の変更

- ・見積内訳書の提出が必要な案件を、低入札価格調査制度適用の建設工事一般競争入札に限るよう変更する。なお、契約締結後には、請負代金内訳書を提出すること。
- ・事後審査方式においては、入札参加資格及び総合評価に関する挙証資料等は、開札後、落札候補者のみに提出を求める取扱いに変更する。

④指名競争入札に関する取扱い等の変更

- ・設計書等の電子閲覧は、指名通知日の当日から、入札情報システムで行うように変更する。

3 総合評価方式の改正等（詳細は別添参照）

（１）建設工事における総合評価方式の改正

- ・企業の評価に「直近の成績評定の最低点」を新規評価項目として追加する。
- ・企業の評価の「災害協力の有無」及び「道路維持委託業務の受注実績の有無」を評価項目から削除する。
- ・企業の評価の「舗装工施工体制」に不履行時のペナルティーを設定する。
- ・その他、評価基準の変更及び明確化を行う。

（２）建設コンサルタント業務の総合評価方式の試行

- ・請負金額 1,000 万円以上の土木設計業務で試行する。

4 その他

（１）現場代理人の兼務に関する取扱いの変更

- ・請負金額 250 万円未満の工事で、すべての工事間を概ね 30 分以内で移動できるものを複数受注した場合について、兼務を申請することができるように追加する。

（２）建築一式工事における入札参加者の特例の設定

- ・建築一式工事の一般競争入札においては、案件毎に検討のうえ、入札参加できる A 等級の総合点数に関して上限又は下限を設定することができるように規定する。

（３）入札公告の書式変更

- ・一般競争入札の入札公告を定型部分と個別案件部分に区分けし、より分かりやすくなるよう書式を変更する。

問合せ先

高知県土木部建設管理課 契約担当

TEL 088-823-9813

平成23年度 建設工事における総合評価方式－改正の概要－

1 評価項目の新規追加

次の評価項目を「企業の評価」における「技術力評価（必須項目）」に追加します。

- 直近の成績評定の最低点

- ・ 高い点数だけでなく、低い点数も評価するための**全工事における必須項目**です。
- ・ 発注工事の同一業種に限らず、**全業種での成績評定を対象として、前年度に65点未満の成績評定があれば減点**します。

2 評価項目の削除

次の評価項目を「企業の評価」における「地域性・社会性評価（選択項目）」から削除します。

- 災害協力の有無

- 道路維持委託業務の受注実績の有無

- ・ 企業努力ではどうしようもない項目である等のご意見を反映し、評価の公平性を確保するために削除します。

3 評価項目の評価基準の変更等

次の評価項目は、評価基準を変更又は明確化します。

- 同種・類似工事の成績評定（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）

- ・ 評価対象： **平成17年度以降 ⇒ 平成18年度以降**（過去5年は変更ありません。）
- ・ 成績評定が少ない案件においては、評価を適正に行うため、評価対象を平成15年度以降とすることができるようになります。

- 優良工事表彰の有無（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）

- ・ 他機関表彰のうち国土交通省表彰は、**局長表彰及び事務所長表彰であって、その中の表彰種別を問わず評価の対象とする**ことを明記しました。

- ISOのマネジメントシステム審査登録等の有無

- ・ **エコアクション21を評価対象に追加**します。

- 地域ボランティアの有無

- ・ 土木事務所及び所内事務所の案件においては、所管区域外での実績は評価しないことができることを明記しました。

- 継続学習制度（CPD）への取組

- ・ **（社）土木学会のCPDを評価対象に追加**します。
- ・ **専門工事については、工事の特性に応じ工事にあったCPD制度を追加**できるようにします。
- ・ 評価対象である（社）日本建築士会連合会については、推奨単位の変更に伴い、平成22年度以降の実績単位数の取扱方法を変更しました。（推奨単位250単位／年は変更無しですが、平成22年度以降の実績は12単位を50単位に換算することとします。）

4 評価内容の担保に関する変更

次の評価項目は、履行できなかった場合のペナルティーを設定し、評価内容を担保することとします。

- 舗装工施工体制

- ・ **自社で施工すると申請して加算点を与えられたにも関わらず、自社施工を達成しなかった場合は、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行う**こととします。

事務手続きの変更

申請者の事務負担の低減のため、事後審査方式においては、**入札参加資格及び総合評価に関する挙証資料は、開札後、落札候補者のみに提出していただく取扱に変更**します。

※注）入札参加資格確認申請書、総合評価に関する自己申請の評価点、簡易な施工計画等技術提案書は、今までどおり、申請時に全ての申請者の提出が必要です。

参考

企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10
	施工実績 2件以上4件未満	5
	施工実績 2件未満	0
同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
	成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
	成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
	成績評定の平均点 70点未満	0
直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無	0
	成績評定 65点未満 有	-5
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成16年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
	他機関表彰 受賞	5
	表彰 無	0
ISOマネジメントシステム審査登録の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
	IOS9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0
舗装工施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシュを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	10
	ASフィニッシュを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	5
	ASフィニッシュを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する	0
地域性・社会性評価(選択項目)		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	15
	当該工事と同一市町村内に営業所 有	10
	当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0
	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	" 15点以上20点未満相当	8
	" 10点以上15点未満相当	6
	" 5点以上10点未満相当	4
	" 1点以上5点未満相当	2
	ボランティア活動 無	0
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0
消防団への加入状況 (前年度実績)	加入 有	10
	加入 無	0
合計	〇〇点 (企業評価型:合計点を5点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	

配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10
	施工実績 2件以上4件未満	5
	施工実績 2件未満	0
同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	成績評定の平均点 80点以上	15
	成績評定の平均点 75点以上80点未満	10
	成績評定の平均点 70点以上75点未満	5
	成績評定の平均点 70点未満	0
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成16年度以降)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5
	他機関表彰 受賞	5
	表彰 無	0
継続学習制度(CPD)への取り組み (社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会、(社)土木学会の何れかの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	推奨単位の5/10以上	10
	推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5
	推奨単位の1/10以上3/10未満	5
	推奨単位の1/10未満	0
配置予定技術者の資格	1級国家資格 有	10
	上記以外	0
合計	〇〇点 (企業評価型:合計点を5点に換算する。) (施工計画型:合計点を6点に換算する。)	

問合せ先
高知県土木部建設管理課
契約担当
TEL 088-823-9813

平成23年度 建設コンサルタント業務における総合評価方式一試行の概要一

1 試行の概要

- 対象 : 請負対象金額1,000万円以上の土木設計業務の中から選定した案件を対象とします。
- 制度 : 最低制限価格制度により、簡易型で実施します。
- その他 : 事務所契約案件で試行する場合も、入札は建設管理課が実施します。

2 簡易型の概要

- 評価の内容 : 企業評価 + 技術者評価 + 提案評価（簡易な業務計画）
※技術者評価は、管理技術者、照査技術者の両方について行ないます。
- 配点 : 標準点100点、加算点20点（企業評価5点、技術者評価5点、提案評価10点）
- 落札者の決定方法 : 入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。なお、評価値の算出は、除算方式による。
評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格

3 簡易型の評価項目

○ 企業評価

評価項目	評価基準	配点
高知県内事業所におけるISOマネジメントシステム(9000シリーズ及び14000シリーズ)審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
	ISO認証及びエコアクション認証未取得	0
高知県内拠点の有無	高知県内に本社又は本店有	15
	高知県内に支店(営業所・事務所を含む。)有	10
	高知県内に本社又は本・支店なし	0
同種業務の履行実績の有無(平成9年度以降)	履行実績 4件以上	10
	履行実績 2件以上4件未満	5
	履行実績 2件未満	0
合計	30点(30点を5点に換算する。)	

○ 技術者評価

評価項目		評価基準	配点
管理技術者	継続的学習への取組み (過去5年間)	推奨単位の5/10以上	10
		推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5
		推奨単位の1/10以上3/10未満	5
		推奨単位の1/10未満	0
	同種業務の履行実績の有無 (平成9年度以降)	履行実績 4件以上	10
		履行実績 2件以上4件未満	5
履行実績 2件未満		0	
照査技術者	継続的学習への取組み (過去5年間)	推奨単位の5/10以上	10
		推奨単位の3/10以上5/10未満	7.5
		推奨単位の1/10以上3/10未満	5
		推奨単位の1/10未満	0
	同種業務の履行実績の有無 (平成9年度以降)	履行実績 4件以上	10
		履行実績 2件以上4件未満	5
		履行実績 2件未満	0
合計		40点(40点を5点に換算する。)	

○ 提案評価（簡易な業務計画の提案）

評価項目	評価基準	配点
最適な成果品とするための業務遂行過程における工夫	優れた工夫がある	10点
	工夫がある	5点
	標準的である	0点
最適な成果品とするための設計上の簡易な工夫	優れた工夫がある	10点
	工夫がある	5点
	標準的である	0点
合計	20点(20点を10点に換算する。)	

問合せ先
高知県土木部建設管理課
契約担当
TEL 088-823-9813